

## 主基斎田お田植まつりポスター作製に係るデザインコンペ実施要領

### 1 目的

大正天皇即位の大嘗祭に供える新米を栽培する主基斎田に綾歌郡山田村（現綾川町）が勅定されたことを記念して行われている主基斎田お田植まつりの開催に際し、町内外の幅広い世代に向けてお田植まつりを広報するため、デザイン案を広く募集し、伝統ある稲作文化が次代に引き継がれていくように啓発する上で、最もふさわしいデザインを選定することを目的とする。

### 2 業務の概要

- (1) 業務名 第109回主基斎田お田植まつりポスター制作業務
- (2) 業務内容 ポスターのデザイン制作及び印刷  
(規格等の詳細は、別紙仕様書のとおり)
- (3) 委託期間 デザイン案採用から令和6年3月29日（金）まで
- (4) 委託料上限 150,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3 参加表明

デザインコンペに参加しようとする事業者は、デザインコンペ参加届（様式1）を令和6年1月15日（月）までにメール（[iimachi@town.ayagawa.lg.jp](mailto:iimachi@town.ayagawa.lg.jp) 綾川町観光協会あて）により提出すること。

### 4 応募書類及び提出方法

必要な書類は次のとおりとし、メール（[iimachi@town.ayagawa.lg.jp](mailto:iimachi@town.ayagawa.lg.jp) 綾川町観光協会あて）により提出すること。

- (1) デザイン案（PDF形式で提出）  
複数のデザイン案を提出することは妨げないが、ポスターの制作は1種類のみであることに留意すること。
- (2) 提案書（様式2）  
デザインのコンセプトやアピールポイント等を簡潔にまとめたもの
- (3) 見積書（デザイン案提出にかかる費用は含まない）

### 5 提出期限

令和6年2月16日（金）

### 6 質問及び回答

- (1) 質問の受付

本コンペや本業務に関する質問は次により質問書（様式自由）を提出すること。

ア 提出方法 メールに添付 ([iimachi@town.ayagawa.lg.jp](mailto:iimachi@town.ayagawa.lg.jp) 綾川町観光協会あて)

イ 提出期限 令和6年1月11日(木)

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は次により行う。

ア 回答方法 質問者にメールで随時回答

イ 回答期限 令和6年1月12日(金)

7 スケジュール

1	参加届提出期限	令和6年 1月 15日 (月)
2	デザイン案等提出期限	令和6年 2月 16日 (金)
3	選定会の開催	令和6年 2月 下旬
4	選定結果の通知	令和6年 3月 上旬
5	デザインの決定	令和6年 3月 下旬
6	納品	令和6年 4月 上旬

8 選定方法と審査結果

綾川町観光協会が選定会を開催し、最上位の評価を得たデザイン案1点を選定する。

なお、審査の過程において、プレゼンテーションは行わず、各デザイン案に係る制作者名等の情報は明示しないものとする。

審査の結果は、選定会終了後、書面により通知する。

9 評価基準

審査項目	審査事項 (評価の観点)
1 主基斎田お田植まつりへの誘客の動機づけ	・主基斎田お田植まつりに訪れたくなるデザインになっているか
2 視覚訴求効果、デザイン性	・人を惹きつける、興味を引くデザインか。また、見た後で印象に残るか ・キャッチコピー等文言が的確で効果的な表現となっているか ・図柄や文字の配置及び色使いなど、バランスの取れたものになっているか。

3	特徴的な工夫	・誘客に繋がるような独創的または、斬新な工夫がされているか。
4	必要事項の記載	・仕様書に記載されているレイアウト項目の内容が反映されているか
5	効率性	・見積金額は、予算の範囲内で妥当な金額と認められるか

## 1 0 採用作品の取扱い

受託者は、本事業の成果物に係る著作権（翻案権（著作権法第27条）及び二次的著作物利用権（同法第28条）を含む）の全部を綾川町観光協会に譲渡するものとする。

## 1 1 留意事項

- ・デザイン案の提出に要する経費は、全て各応募者の負担とする。
- ・デザイン案は、応募者が創作した未公表の作品とする。
- ・提出されたデザイン案は返却しない。なお、デザイン案は、デザインコンペの選定以外に応募者に無断で使用しない。
- ・採用した場合でも、本業務の目的達成のために、製作過程において両者協議の上、その内容を変更する場合がある。
- ・受託者は、採用作品の一部修正、翻案を綾川町観光協会に認めるものとする。
- ・提出された書類に必要な事項が全て記載されていない場合、また、必要な要件を全て満たしていない場合、虚偽の記載をした場合は失格となる場合がある。
- ・既成のイラスト等を使用する場合には、デザイン案についても、必ず許諾をとってから使用すること。
- ・不採用となった場合の異議、不服申し立ては認めない

## 1 2 問い合わせ先

綾川町観光協会 担当 山下

〒761-2392

香川県綾歌郡綾川町滝宮299綾川町役場総務課いいまち推進室内

TEL 087-876-5577

メールアドレス iimachi@town.ayagawa.lg.jp